平井川整備事業説明会
（日の出橋上流～千石橋下流）
【書面開催】

令和3年 10月

東京都建設局河川部

東京都西多摩建設事務所

・令和3年9月16日に予定していた「平井川整備事業説明会」について、緊急事態宣言が9月30日まで延長されたため書面開催とさせていただきました。

・本資料をお読みいただき、今後の平井川整備事業についてご意見いただければ幸いです。

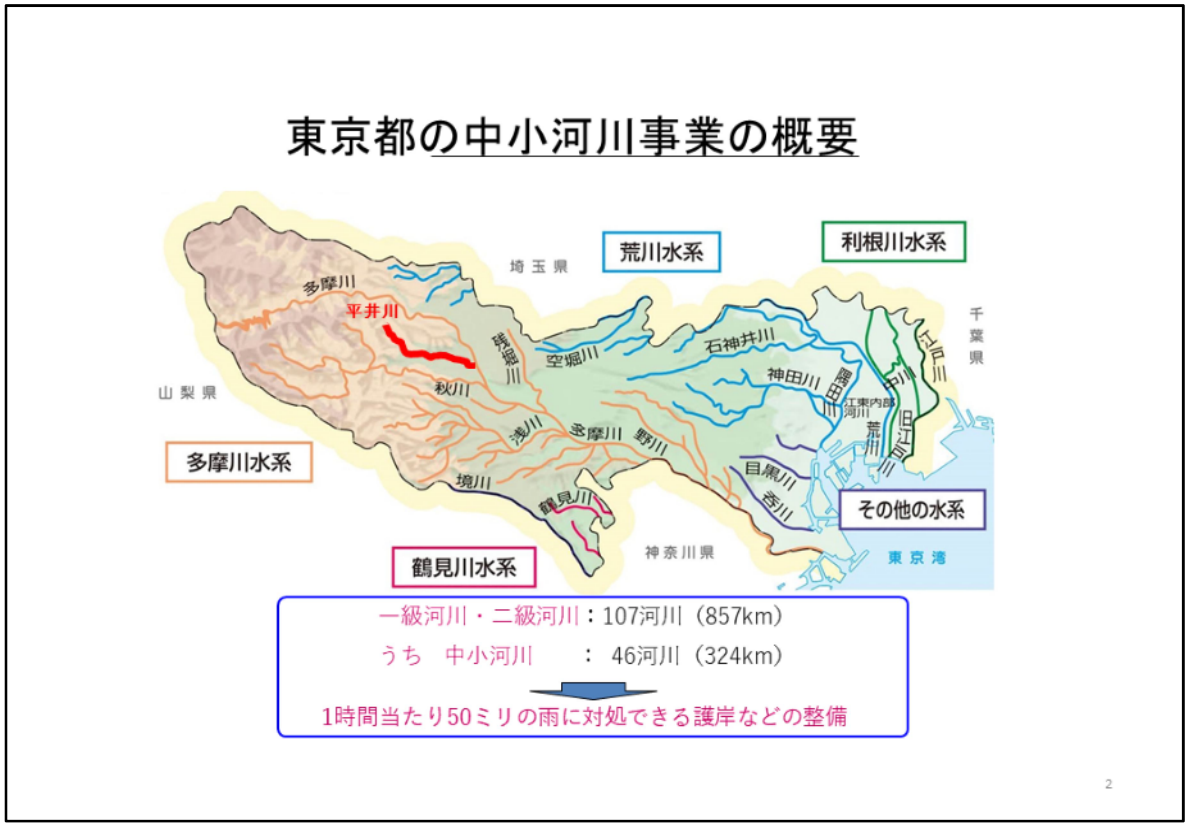

・現在、東京都が取り組んでいる中小河川整備の概要です。

・都には多摩川や荒川、利根川、鶴見川という大きな河川を中心としたグループ、いわゆる水系があり、平井川は多摩川水系の支川です。

・現在、都内には河川法で定められた一級河川及び二級河川が１０７河川あり、その延長は８５７ｋｍになります。

・都では、このうち市街化が進展して川が溢れたり、水害の心配のある中小河川４６河川３２４ｋｍを対象に、川幅を広げたり、掘り下げたりする河川整備や洪水を一時的に貯留する調節池などの整備を進めております。平井川もその対象となっています。

・1時間当たり50ミリの降雨に対応する河川の護岸整備については、令和２年度末現在約２１９．５ｋｍが完成しておりまして、整備率は約６８％となっております。

平井川流域の概要

平井川は、日の出山に源を発し、日の出町、あきる野市内を横断し、多摩川に合流する一級河川です。流域面積は38.2㎢、河川延長は16.5㎞です。

・次に平井川について説明させていただきます。この図は、平井川の流域図です。流域とは、雨が降るとその降った雨水がその川に集まってくる地域のことです。

・平井川は、東京都西多摩郡日の出町の最西端「日の出山」に源を発し、日の出町中心付近より、草花丘陵、秋留台地の間を東流し、あきる野市平沢のJR五日市線鉄橋付近で多摩川に合流する一級河川です。

・流域面積は約38.2k㎡、河川延長は16.5㎞です。

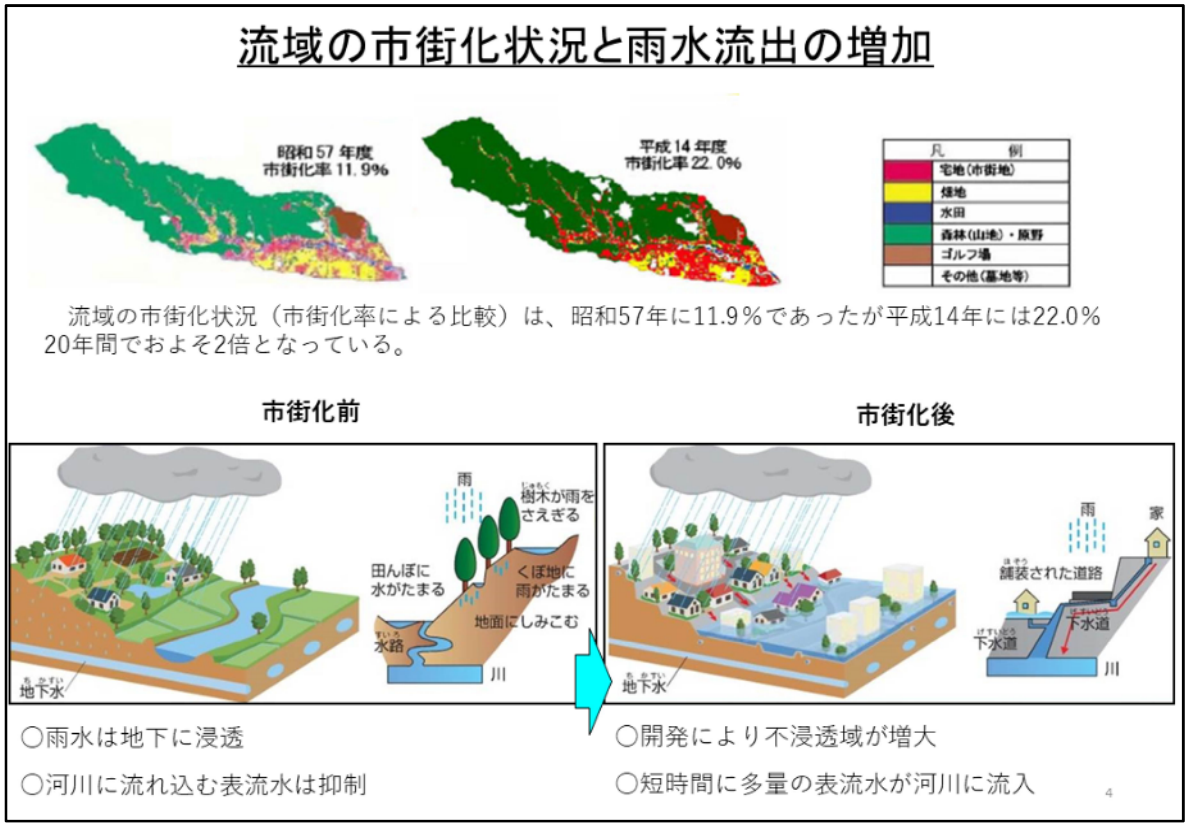

・上図は平井川流域の市街化の状況を表したものです。

・流域面積に対する宅地（市街地）の割合は、昭和57年に約12％だったものの、平成１４年には２２％となっています。

・流域の市街化が進むと、下図の市街化前、市街化後の比較にあるように、地面の多くがアスファルトや建物で覆われるため保水力が低下し、降った雨が一度に集中して川へ流れ込むようになります。

・このため、降雨時において川の水量が急激に増加し、水害の危険性が高まってきています。

・こちらは、平井川における近年の水害の状況です。

・令和元年10月の東日本台風が近年もっとも多くの被害が発生しました。

・大きな被害が発生した箇所を掲載していますが、秋川街道の堀口橋直上流の右岸の擁壁崩壊、左岸側の護岸及びのり面の崩壊などがありました。

・被災した箇所については、すでに護岸復旧を完了しています。

・今回の整備予定区間においても、こうした水害を早期に解消することを目指して河川整備を行っていきます。

平井川の整備状況

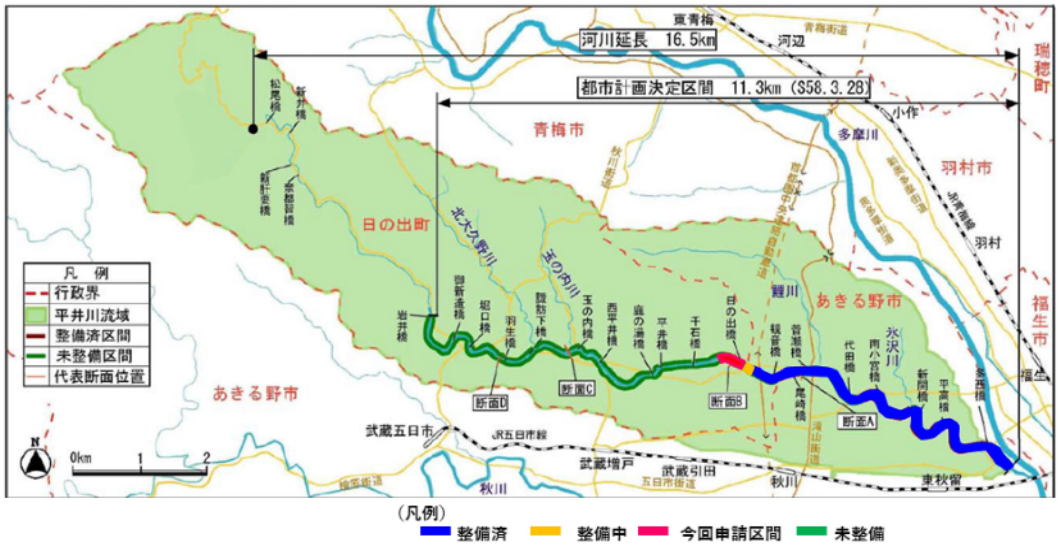

・こちらの図は、現在の平井川全体の整備状況です。

・平井川では、最下流の多摩川合流点から日の出町の岩井橋までの11.3kmを昭和58年に都市計画決定をし、護岸の整備を順次進めてきております。

・護岸整備状況ですが、下流から観音橋上流までの約4.6kmが完成しており、護岸整備率は令和２年度末時点で40％となっています。

・今回の事業認可申請区間の下流につきまして、まもなく日の出橋までの整備が完了する見込みとなり、この度、新たに日の出橋から上流について都市計画法に基づく事業認可を取得し事業着手したいと考えております。

平井川整備事業の概要

○ 一時間当たり５０ミリの降雨規模に対して洪水を安全に流下させることができる整備

○ 生物の生息・生育環境、人々の利用、景観等の環境に配慮した整備

※この地図は最新の土地利用状況が反映されていません。　都市計画概略線（※正式な位置は今後確定します）

7

・今回事業化したいと考えている区間について説明させていただきます。

・対象区間は、日の出橋上流から千石橋下流までの約５４０メートルです。

・当該箇所については、洪水を安全に流すため、概ね1時間に50ミリの降雨に対して安全に河川の水を流せるように護岸整備を実施します。

・護岸の整備を行うにあたっては、動植物の生育環境に配慮します。

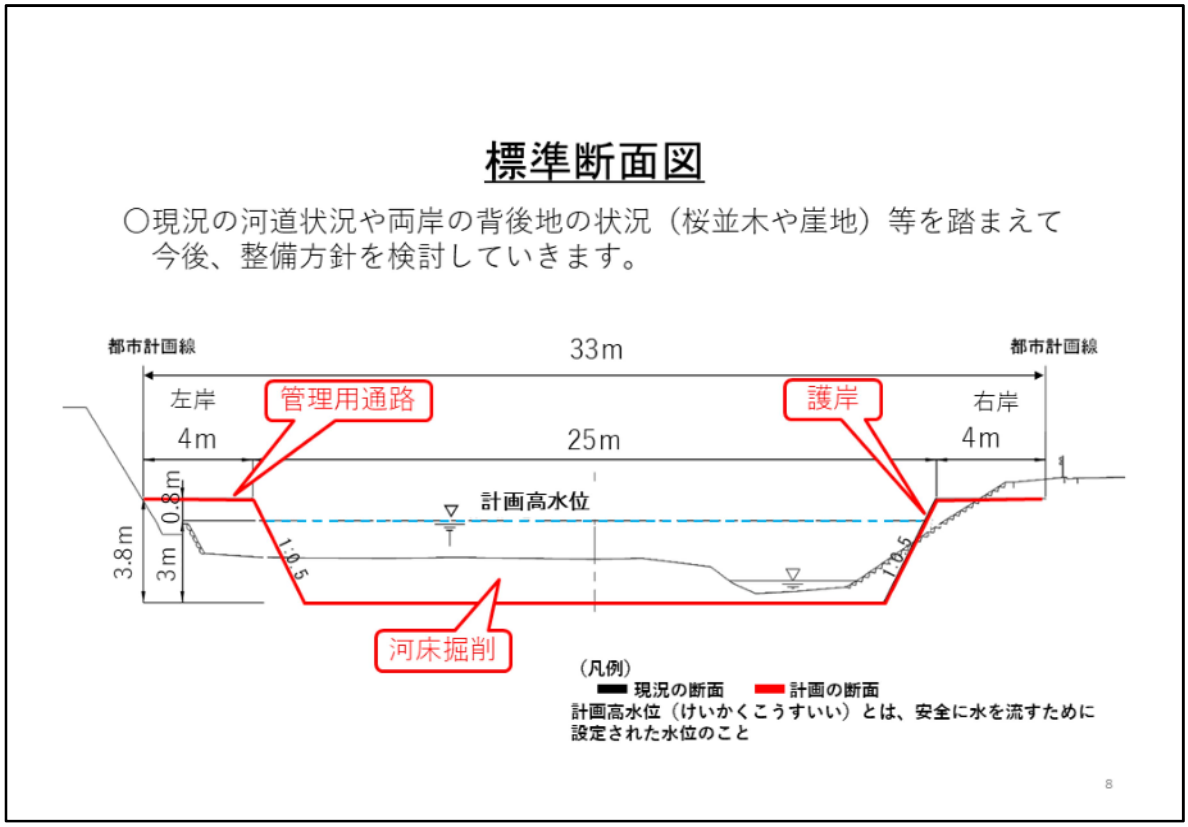

・今後整備していく断面について、河川を輪切りにし下流方向を見たものを説明いたします。

・新たに整備する主な内容として、「護岸」、「管理用通路」を構築するとともに、「河床掘削」を実施します。

・川幅は２５ｍとなり、これに左右岸に４ｍの管理用通路を合わせた幅員が３３ｍとなります。

・河川管理用通路とは、水防活動や河川巡視、維持管理などに必要なものです。

・また、この図は標準的な断面を示していますが、左岸側の大きな崖地や右岸側の桜の木など、周辺環境を考慮しながら整備方法を検討していきます。

・具体的な整備内容については、今後、詳細な設計を進めながら決定して参ります。

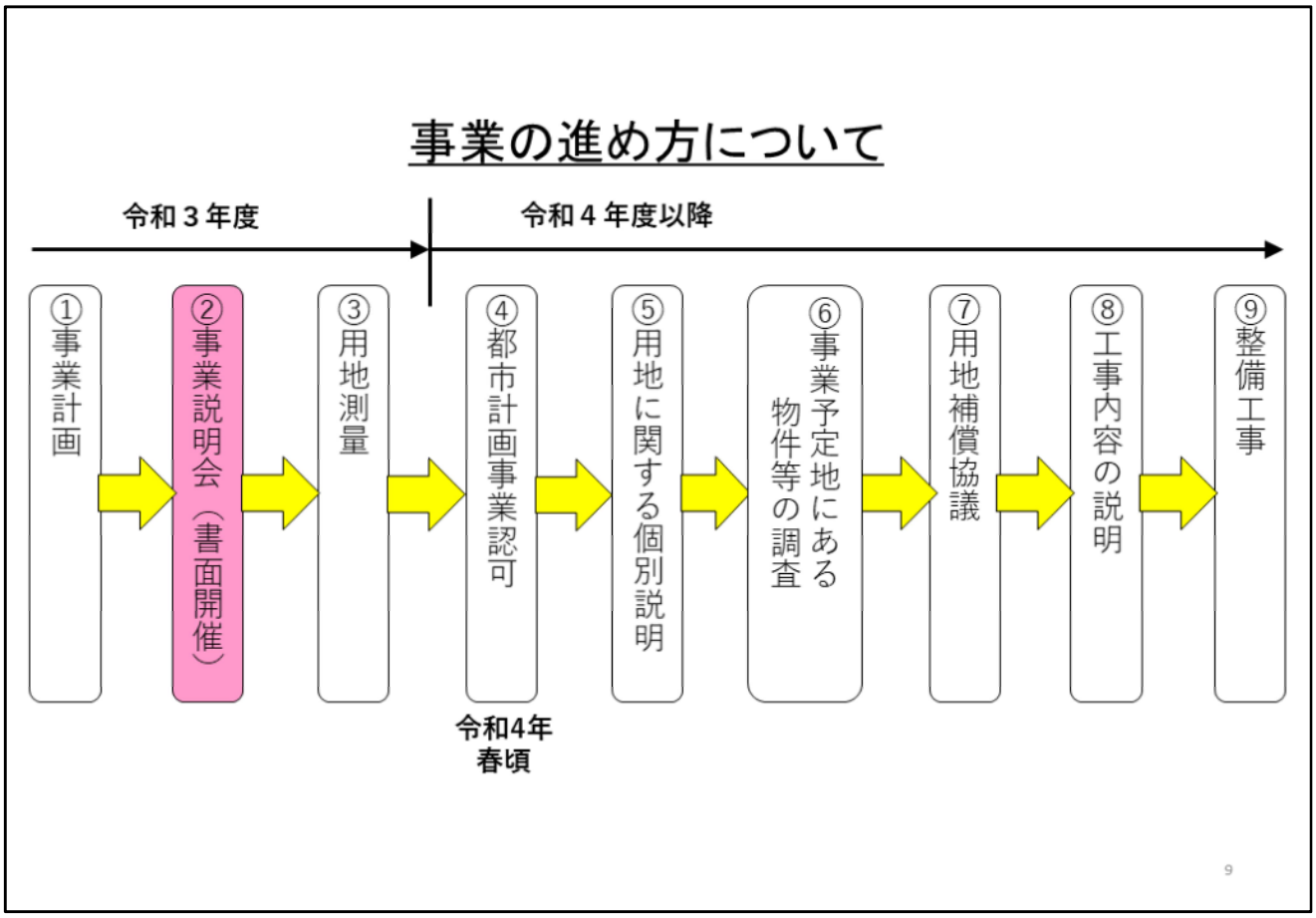

・事業の進め方についてですが、本事業説明会は「②事業説明会（書面開催）」です。今後、「③用地測量」を行い、「④都市計画事業認可」を令和4年の春に取得する予定です

・その後の「⑤用地に関する個別説明」は、用地のご提供をお願いする方のみを対象に、用地買収の手順や、補償を行う際に必要となる物件の調査について、東京都より説明させていただくものです

・「⑦用地補償協議」は、お譲りいただく土地上にある物件等（建物や工作物、樹木など）の移転などについて、個別に協議させていただくものです

・ある程度の用地を取得できた段階で工事に着手しますが、工事着手の際には、改めて地域の皆様に工事の内容を説明させていただきます

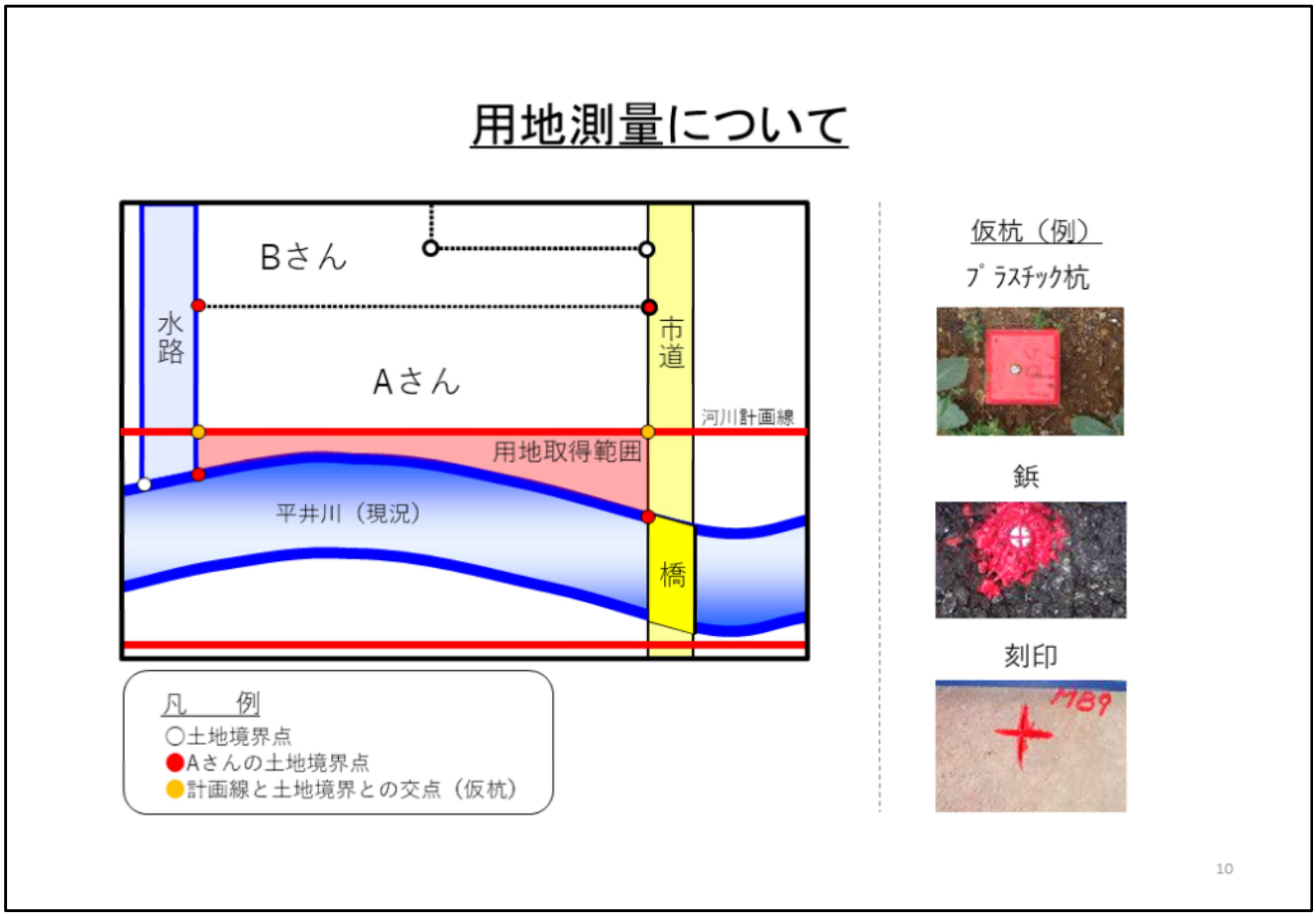

・用地測量は、河川計画線と接する土地の現状の境界を確定し、皆様からお譲りいただきたい土地の範囲（用地取得範囲）を確定するものです。

・上図のＡさんの場合、現状の土地の境界４辺を確定するため、隣接する、地権者のＢさん、公共物（川・道）管理者と立会いを行い、Aさんの土地の境界を確認します。

・現状の土地境界の立会確認が終わりましたら、後日、計画線と土地境界との交点に仮の杭を設置させていただき、皆様からお譲りいただきたい土地の範囲を確定していきます。

・河川計画線を示した平面図は西多摩建設事務所にて閲覧できます。ご覧になりたい方は最終ページに記載の問い合わせ先（測量担当）までご連絡をお願いいたします。

用地測量のスケジュールについて（予定）

①令和３年9月下旬～　　現地調査、測量作業
（既存境界標及び既定成果の確認など）

②令和3年12月　　「土地境界の立会い確認のお願い」を投函

③令和4年1月　　土地境界の立会い確認
立会証明書への署名・押印

④令和4年 2月　　境界線と計画線の交点の現地標示
（分筆予定の点）

11

・①～③については、上記の予定で作業を進めてまいります。

測量会社の担当者が携帯する身分証と腕章

（表）

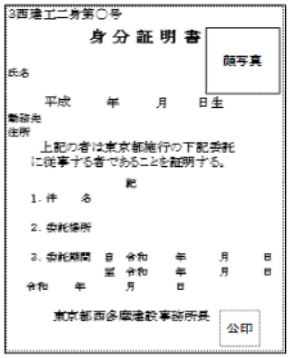

3西建工二身第〇号

身分証明書

顔写真

氏名

平成　　年　　月　　日生

勤務先

住所

上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。

記

1. 件　　名

2. 委託場所

3. 委託期間　自　令和　　年　　月　　日

至　令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日

東京都西多摩建設事務所長

公印

（裏）

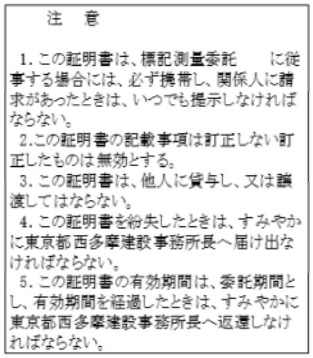

注　意

1. この証明書は、標記測量委託　　に従事する場合には、必ず携帯し、関係人に請求があったときは、いつでも提示しなければならない。

2. この証明書の記載事項は訂正しない訂正したものは無効とする。

3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都西多摩建設事務所長へ届け出なければならない。

5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都西多摩建設事務所長へ返還しなければならない。

12

・測量作業は、東京都が作業を委託する業者が行います。

・作業者は、「東京都建設局受託会社」と記載された腕章を着用し、東京都発行の「身分証明書」を携帯しています。

・現地調査・測量などで皆様の土地に立ち入る場合には、お声掛けいたします。

立会い確認のお願い

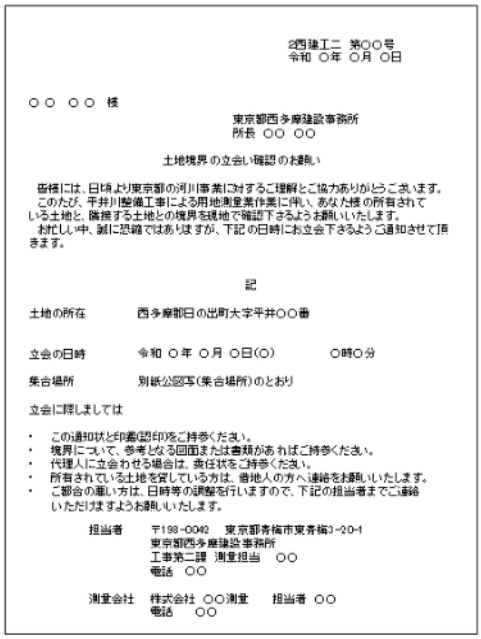

2西建工二 第○○号
令和 ○年 ○月 ○日

○○ ○○ 様

東京都西多摩建設事務所
所長 ○○ ○○

土地境界の立会い確認のお願い

皆様には、日頃より東京都の河川事業に対するご理解とご協力ありがとうございます。
このたび、平井川整備工事による用地測量業作業に伴い、あなた様の所有されている土地と、隣接する土地との境界を現地で確認下さるようお願いいたします。
お忙しい中、誠に恐縮ではありますが、下記の日時にお立会下さるようご通知させて頂きます。

記

土地の所在　西多摩郡日の出町大字平井○○番

立会の日時　令和 ○年 ○月 ○日(○)　○時○分

集合場所　別紙公図写(集合場所)のとおり

立会に際しましては

- この通知状と印鑑(認印)をご持参ください。
- 境界について、参考となる図面または書類があればご持参ください。
- 代理人に立会わせる場合は、委任状をご持参ください。
- 所有されている土地を貸している方は、借地人の方へ連絡をお願いいたします。
- ご都合の悪い方は、日時等の調整を行いますので、下記の担当者までご連絡いただけますようお願いいたします。

担当者　〒198-0042　東京都青梅市東青梅3-20-1
東京都西多摩建設事務所
工事第二課　測量担当　○○
電話　○○

測量会社　株式会社 ○○測量　担当者 ○○
電話　○○

13

・上記は、立ち会いをお願いする書面の例です。

・「土地境界の立会い確認のお願い」という題のついた用紙に、土地の所在や立会い日時等を記載しております。

・立会い日時についてご都合の悪い場合には、個別に調整させていただきます。

・なお、代理の方の立会いでも結構です。

立会証明書

別紙第9号様式(第32条関係)　　嘱託登記用

立 会 証 明 書

土地の表示　　東京都○○区 ○○ ○丁目 ○○番○

上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり関係土地所有者と立会いし、土地の筆界について異議なく確認されたものである。

記

地 番	所有権者	立会人 住 所(上) 氏 名(下)	所有者との関係	確認年月日	押 印
○○番○	○○○○	○○区○○ ○−○−○○ ○○ ○○	本 人	令和○○年 ○月○○日	
○○番○	○○○○	○○区○○ ○−○−○○ ○○ ○○	妻	令和○○年 ○月○○日	
○○番○	○○○○	○○区○○ ○−○−○○ ○○ ○○	夫	令和○○年 ○月○○日	
○○番○	○○○○	○○区○○ ○−○−○○ ○○ ○○	長男	令和○○年 ○月○○日	
○○番○	○○○○	○○区○○ ○−○−○○ ○○ ○○	代理人	令和○○年 ○月○○日	

本立会証明書のとおり立会いの事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。

令和○○年○○月○○日

調査　測量者職氏名

東京都○○○○建設事務所
所 長　　○○○○　　㊞

東京都○○○○建設事務所工事課測量係　○○○○

注 1　管理人、代理人が立会いをした場合は、その者の住所・氏名を併記して押印する。

2　この立会証明書と境界を明らかにした図面を合綴した場合は、立会人の契印をする。

14

・立会の結果を反映した書面である立会証明書を作成しますので、こちらに署名捺印をお願いすることとなります。

用地測量のスケジュールについて（予定）

①令和３年9月下旬～　　現地調査、測量作業
（既存境界標及び既定成果の確認など）

②令和3年12月　　「土地境界の立会い確認のお願い」を投函

③令和4年1月　　土地境界の立会い確認
立会証明書への署名・押印

④令和4年 2月　　境界線と計画線の交点の現地標示
（分筆予定の点）

15

・④の作業においては、境界確認が済んだ箇所から、仮の杭で境界線と計画線の交点に標示をします。この作業が終了しましたら、河川計画線を現地で説明させていただきます。

平井川に関するお問い合わせ先

〇事業全般に関すること
　河川部計画課　総合治水河川担当　平井川担当
　電話：03-5320-5415
　住所：163-8001　東京都新宿区西新宿2-8-1
　　都庁第二本庁舎6階南側

〇工事に関すること
　東京都西多摩建設事務所　工事第二課　設計担当
　電話：0428-22-2740
　住所：198-0042　東京都青梅市東青梅3-20-1

〇測量に関すること
　東京都西多摩建設事務所　工事第二課　測量担当
　電話：0428-22-2751
　住所：同上

〇用地に関すること
　東京都西多摩建設事務所　用地課　調整担当
　電話：0428-22-7101
　住所：同上

16

・上記の問い合わせ先にご連絡を頂ければ、ご質問に対して速やかに説明いたします。